

<報道発表資料>

令和3年5月6日

「埼玉県飲食店等換気対策補助金」 の申請受付を開始します

埼玉県では、令和3年5月13日（木）から、「埼玉県飲食店等換気対策補助金」の申請受付を開始します。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対して、換気設備導入等の事業活動に必要な換気対策を講じる費用の一部を補助するものです。

● 制度概要

1 申請期間

令和3年5月13日（木）～令和3年6月30日（水）

2 補助金額（1店舗あたり）

補助率：2／3

上限額：50万円、換気設備工事を伴う場合は100万円

※補助対象経費が15万円未満の場合は対象外

3 申請者の主な要件

- (1) 県内の飲食店等（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する中小企業・個人事業主等で、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けて、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営している者
- (2) 次の新型コロナウイルス感染症対策を全て実施していること。
 - ア 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
 - イ 「埼玉県LINE コロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示し

ていること。

ウ 業種別ガイドラインに基づく感染予防対策を行っていること。

4 対象経費と主な要件

(1) 換気設備工事費

ア 外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保すること。

イ 県内設備事業者の施工であること。

(2) 空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入費

ア 空気清浄機は、HEPA フィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分 5 m³程度以上のものを使用すること。

イ 空気清浄機を併用する場合は、人の居場所から 10 m²（6 畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。

5 申請方法

県内各商工会議所又は商工会に持込み又は郵送

6 問合せ先

(1) 埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678

（平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後6時）

(2) 県内各商工会議所・商工会（令和3年5月13日より）

7 その他

必要書類の様式については、埼玉県ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/kankisetsubi.html>